

令和 7 年

第 8 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

目 次

議案第 1 1 5 号	専決処分の承認について
議案第 1 1 6 号	仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 1 7 号	仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 1 1 8 号	仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 1 9 号	仙北市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 1 2 0 号	令和 7 年度仙北市一般会計補正予算（第 1 2 号）
議案第 1 2 1 号	令和 7 年度仙北市集中管理特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 2 2 号	令和 7 年度仙北市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 2 3 号	令和 7 年度仙北市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 2 4 号	令和 7 年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 2 5 号	交通事故に係る和解及び損害賠償について
議案第 1 2 6 号	仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
議案第 1 2 7 号	仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 1 2 8 号	仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

目 次

議案第 129 号	仙北市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 130 号	仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 131 号	仙北市北浦教育文化研究所設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 132 号	令和7年度仙北市一般会計補正予算（第13号）
議案第 133 号	令和7年度仙北市集中管理特別会計補正予算（第2号）
議案第 134 号	令和7年度仙北市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 135 号	令和7年度仙北市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 136 号	令和7年度仙北市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 137 号	令和7年度仙北市生保内財産区特別会計補正予算（第2号）
議案第 138 号	令和7年度仙北市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第 139 号	令和7年度仙北市温泉事業会計補正予算（第2号）
議案第 140 号	令和7年度仙北市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第 141 号	令和7年度仙北市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第 142 号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

議案第 115 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度仙北市一般会計補正予算（第11号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 116 号

仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成
17年仙北市条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成17年仙北市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100
分の165」を「100分の170」に改める。

第 2 条 仙北市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を次のように改正する。

第 6 条 第 2 項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、
「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 117 号

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例制定について

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年
仙北市条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

第 1 条 仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年仙北市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第 2 条 仙北市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条 中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 118 号

仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例制定について

仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22
年仙北市条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制
定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 22 年仙北市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 仙北市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 119 号

仙北市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例制定について

仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

第1条 仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年仙北市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第23条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1（第3条関係）及び別表第2（第3条関係）を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表								
職 員 の	職 務 の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

区分	級							
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,356	243,923	278,496	312,262	335,244	369,716	424,044
	2	198,465	245,234	279,504	313,774	337,058	371,429	425,959
	3	199,674	246,645	280,512	315,185	338,872	373,042	427,874
	4	200,783	248,056	281,520	316,597	340,586	374,655	429,689
	5	201,892	249,467	282,528	318,008	342,299	376,267	431,503
	6	203,605	250,878	283,536	319,116	344,013	378,082	433,317
	7	205,218	252,289	284,443	320,124	345,726	379,593	435,132
	8	206,831	253,701	285,451	321,334	347,339	381,206	436,946
	9	208,343	255,112	286,459	322,544	348,952	382,517	438,559
	10	210,056	256,321	287,467	324,156	350,665	384,129	440,070
	11	211,669	257,632	288,475	325,769	352,379	385,742	441,582
	12	213,282	258,942	289,483	327,382	353,992	387,254	443,094
	13	214,794	260,151	290,491	328,793	355,503	389,169	444,606
	14	216,507	261,361	291,801	330,406	357,116	391,084	445,917
	15	218,221	262,570	293,111	332,018	358,729	392,999	447,227
	16	219,934	263,780	294,321	333,631	360,241	394,814	448,436
	17	221,144	264,889	295,530	335,042	361,652	396,325	449,646
	18	222,756	265,998	296,841	336,756	363,365	398,140	450,956
	19	224,369	267,106	298,050	338,368	364,978	399,853	452,267
	20	225,881	268,215	299,260	339,981	366,591	401,466	453,476
	21	227,393	269,122	300,268	341,392	367,700	403,180	454,686
	22	229,006	270,130	301,477	343,106	369,212	404,591	455,492
	23	230,618	271,138	302,687	344,819	370,724	406,002	456,298
	24	232,231	272,146	303,997	346,432	372,235	407,413	457,105
	25	233,844	273,154	305,308	347,641	373,949	408,824	457,710

	26	235,557	274,061	306,316	349,557	375,763	410,034	458,314
	27	236,868	274,867	307,323	351,270	377,376	411,243	458,919
	28	238,178	275,775	308,331	352,883	379,089	412,251	459,524
	29	239,488	276,581	309,440	354,395	380,501	413,360	460,229
	30	240,597	277,387	310,650	356,007	381,811	414,569	461,036
	31	241,706	278,194	311,758	357,620	383,021	415,678	461,439
	32	242,815	278,899	312,968	359,233	384,432	416,787	462,145
	33	243,923	279,605	314,077	360,946	385,540	417,492	462,649
	34	244,831	280,411	315,387	362,761	386,448	418,198	463,052
	35	245,738	281,218	316,697	364,575	387,455	418,803	463,455
	36	246,746	281,822	318,008	366,389	388,463	419,508	463,858
	37	247,754	282,528	319,217	367,901	389,270	420,113	464,261
	38	248,661	283,334	320,528	369,312	390,177	420,718	464,564
	39	249,568	284,040	321,838	370,724	391,084	421,222	464,866
	40	250,374	284,745	323,148	372,135	391,890	421,625	465,168
	41	251,181	285,451	324,459	373,647	392,697	422,028	465,471
	42	251,886	286,157	325,668	374,453	393,503	422,230	465,773
	43	252,491	286,862	326,978	375,360	394,310	422,532	466,076
	44	253,096	287,568	328,087	376,368	395,015	422,835	466,378
	45	253,801	288,273	328,994	377,275	395,721	423,137	466,680
	46	254,406	288,878	330,305	378,384	396,426	423,439	
	47	255,011	289,584	331,615	379,291	397,132	423,742	
	48	255,616	290,188	332,925	380,299	397,837	424,044	
	49	256,120	290,894	334,034	381,206	398,341	424,246	
	50	256,724	291,499	335,344	381,912	398,946	424,548	
	51	257,329	292,204	336,554	382,617	399,551	424,750	
	52	257,833	292,910	337,764	383,222	400,256	425,052	
	53	258,236	293,414	339,074	383,625	400,660	425,254	
	54	258,639	294,019	340,082	384,230	401,264	425,556	

	55	258,942	294,623	341,191	384,835	401,869	425,858	
	56	259,244	295,329	342,299	385,540	402,373	426,161	
	57	259,547	295,934	343,005	385,843	402,776	426,362	
	58	259,849	296,538	343,912	386,548	403,381	426,665	
	59	260,151	297,143	344,618	387,254	403,986	426,967	
	60	260,454	297,849	345,424	387,859	404,490	427,169	
	61	260,756	298,453	346,230	388,161	404,893	427,370	
	62	261,059	299,058	346,634	388,665	405,397	427,673	
	63	261,361	299,562	347,137	389,270	405,901	427,975	
	64	261,663	300,066	347,843	389,875	406,506	428,177	
	65	261,966	300,570	348,649	390,177	406,808	428,378	
	66	262,268	301,175	349,355	390,782	407,211	428,681	
	67	262,570	301,679	350,061	391,487	407,514	428,983	
	68	262,873	302,284	350,665	392,092	407,917	429,185	
	69	263,175	302,687	351,169	392,495	408,219	429,386	
	70	263,478	303,191	351,774	392,999	408,522	429,689	
	71	263,780	303,695	352,278	393,604	408,824	429,991	
	72	264,082	304,300	352,883	394,108	409,026	430,193	
	73	264,385	304,804	353,185	394,612	409,227	430,394	
	74	264,687	305,207	353,689	395,217	409,530		
	75	264,990	305,509	353,992	395,620	409,832		
	76	265,292	305,812	354,395	395,922	410,034		
	77	265,594	306,013	354,798	396,325	410,235		
	78	265,897	306,316	355,302	396,829	410,538		
	79	266,199	306,517	355,806	397,233	410,840		
	80	266,501	306,819	356,310	397,636	411,042		
	81	266,804	307,021	356,612	398,039	411,243		
	82	267,106	307,223	357,015	398,543	411,545		
	83	267,409	307,525	357,419	398,946	411,848		

	84	267,711	307,727	357,822	399,349	412,049		
	85	268,013	308,029	358,124	399,652	412,251		
	86	268,316	308,231	358,527				
	87	268,618	308,533	358,930				
	88	268,921	308,835	359,334				
	89	269,223	309,138	359,535				
	90	269,525	309,440	359,938				
	91	269,828	309,743	360,342				
	92	270,130	310,045	360,745				
	93	270,432	310,247	360,946				
	94		310,448	361,249				
	95		310,750	361,652				
	96		311,154	361,954				
	97		311,355	362,257				
	98		311,658	362,660				
	99		311,960	363,063				
	100		312,363	363,466				
	101		312,565	363,970				
	102		312,867	364,373				
	103		313,170	364,777				
	104		313,472	365,180				
	105		313,674	365,684				
	106		313,976	366,087				
	107		314,278	366,389				
	108		314,581	366,692				
	109		314,782	367,095				
	110		315,085					
	111		315,488					
	112		315,790					

	113		315,992					
	114		316,193					
	115		316,496					
	116		316,899					
	117		317,101					
	118		317,302					
	119		317,605					
	120		317,907					
	121		318,209					
	122		318,411					
	123		318,713					
	124		319,016					
	125		319,318					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		201,892	229,611	271,642	292,406	308,130	334,538	377,779

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	305,600	415,600	575,100
	2	307,900	418,300	578,200
	3	310,200	420,900	581,300
	4	312,400	423,300	584,400
	5	314,500	425,600	587,400
	6	318,000	427,800	590,400
	7	321,500	429,800	593,300
	8	324,900	431,900	596,200
	9	328,300	434,000	599,100
	10	331,800	435,500	602,100
	11	335,200	437,000	605,000
	12	338,600	438,500	607,900
	13	342,000	439,900	610,800
	14	345,500	441,300	613,800
	15	348,900	442,800	616,800
	16	352,300	444,200	619,800
	17	355,700	445,500	622,900
	18	358,800	447,000	626,000
	19	362,000	448,400	629,100
	20	365,200	449,800	632,200
	21	368,500	451,100	635,300
	22	371,600	452,600	638,100
	23	374,700	454,000	640,900

	24	377,700	455,400	643,700
	25	380,800	456,800	646,400
	26	383,100	458,200	649,400
	27	385,400	459,500	652,400
	28	387,600	460,900	655,400
	29	389,500	462,300	658,500
	30	391,200	463,600	661,500
	31	392,900	465,000	664,500
	32	394,700	466,400	667,500
	33	396,400	467,700	670,600
	34	398,200	469,100	673,300
	35	399,800	470,300	676,000
	36	401,100	472,300	678,700
	37	402,500	474,200	681,300
	38	403,900	476,100	684,300
	39	405,300	477,500	687,300
	40	406,700	479,200	690,300
	41	408,200	481,000	693,400
	42	408,900	482,800	696,100
	43	409,500	484,600	698,900
	44	410,100	486,300	701,700
	45	410,900	488,100	704,500
	46	411,500	489,900	707,400
	47	412,100	491,700	710,300
	48	412,600	493,400	713,200
	49	413,100	495,200	716,200
	50	413,500	497,000	719,100
	51	414,000	498,800	722,100
	52	414,400	500,700	725,100

	53	414,800	502,600	728,100
	54	415,100	504,500	731,000
	55	415,400	506,400	733,800
	56	415,800	508,100	736,600
	57	416,100	509,900	739,400
	58	416,500	511,700	742,000
	59	416,800	513,300	744,600
	60	417,200	515,100	747,100
	61	417,600	516,900	749,600
	62	417,900	518,400	752,200
	63	418,200	519,800	754,900
	64	418,500	521,500	757,600
	65	418,800	523,300	760,300
	66		525,000	762,900
	67		526,500	765,600
	68		527,800	768,300
	69		529,100	771,000
	70		530,400	773,400
	71		531,400	775,800
	72		532,700	778,200
	73		534,000	780,600
	74		535,300	783,100
	75		536,300	785,500
	76		537,100	787,900
	77		537,900	790,300
	78		538,700	792,800
	79		539,600	795,300
	80		540,400	797,800
	81		541,200	800,300

	82		541,900	802,900
	83		542,700	805,500
	84		543,500	808,000
	85		544,200	810,500
	86		545,100	812,900
	87		546,000	815,200
	88		546,800	817,500
	89		547,700	819,800
	90		548,600	822,400
	91		549,400	825,000
	92		550,200	827,600
	93		551,000	830,100
	94		551,700	832,600
	95		552,500	835,100
	96		553,400	837,600
	97		554,300	840,000
	98		555,200	842,500
	99		556,000	845,000
	100		556,900	847,400
	101		557,800	849,800
	102		558,700	852,300
	103		559,500	854,800
	104		560,400	857,200
	105		561,300	859,600
	106		562,200	862,100
	107		563,000	864,600
	108		566,200	867,100
	109		572,300	869,500
	110		577,400	872,000

	111		582,100	874,500
	112		586,400	877,000
	113		590,700	879,400
	114		594,100	881,900
	115		597,000	884,400
	116		599,500	886,900
	117		601,800	889,300
	118		602,800	
	119		603,800	
	120		604,800	
	121		605,800	
	122		606,800	
	123		607,800	
	124		608,800	
	125		609,800	
	126		610,800	
	127		611,800	
	128		612,800	
	129		613,800	
	130		614,800	
	131		615,800	
	132		616,800	
	133		617,800	
	134		618,800	
	135		619,800	
	136		620,800	
	137		621,800	
	138		622,800	
	139		623,800	

	140		624,800	
	141		625,800	
	142		626,800	
	143		627,800	
	144		628,800	
	145		629,800	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		312,900	362,100	612,500

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年		円	円	円	円	円	円
前 再	1	202,597	241,706	276,581	295,631	328,894	375,259
任 用	2	204,714	243,016	277,387	296,438	330,305	376,973
短 時	3	206,831	244,327	278,093	297,143	331,716	378,586
間 勤	4	208,948	245,637	278,899	297,849	333,127	380,198
務 職	5	210,963	246,846	279,706	298,554	334,538	381,710
員 以	6	212,979	247,955	280,512	299,260	336,151	383,323
外 の	7	214,995	248,963	281,318	299,965	337,663	384,936
職 員	8	216,810	249,870	282,024	300,671	339,175	386,548
	9	218,624	250,979	282,729	301,477	340,586	388,161
	10	220,539	252,088	283,536	302,183	342,199	390,177

	11	222,454	253,197	284,342	302,989	343,710	392,193
	12	224,571	254,406	285,149	303,594	345,222	394,209
	13	226,284	255,616	285,955	304,199	346,634	395,620
	14	228,300	256,825	286,761	305,308	348,246	397,333
	15	230,518	258,035	287,467	306,416	349,758	399,047
	16	232,634	259,143	288,273	307,626	351,270	400,760
	17	234,751	260,151	289,080	308,735	352,782	402,474
	18	235,860	261,159	289,886	309,944	354,395	403,986
	19	236,868	262,268	290,692	311,053	356,007	405,498
	20	237,976	263,276	291,398	312,262	357,519	407,010
	21	239,085	264,385	292,204	313,472	358,830	408,320
	22	239,892	265,292	293,111	314,681	360,342	409,630
	23	240,799	266,098	294,019	315,891	361,854	410,941
	24	241,605	266,905	294,724	317,000	363,365	412,049
	25	242,512	267,711	295,430	318,209	364,777	413,158
	26	243,419	268,517	296,337	319,419	366,289	414,267
	27	244,327	269,324	297,244	320,528	367,800	415,376
	28	245,234	270,130	297,950	321,737	369,212	416,484
	29	246,040	270,836	298,756	322,947	370,623	417,291
	30	246,846	271,642	299,764	324,156	372,235	418,097
	31	247,552	272,448	300,671	325,366	373,647	418,803
	32	248,358	273,255	301,679	326,575	375,158	419,609
	33	249,064	274,061	302,687	327,684	376,368	420,012
	34	249,669	274,867	303,796	328,793	377,477	420,617
	35	250,374	275,472	304,804	330,002	378,686	421,121
	36	251,080	276,279	305,711	331,212	379,795	421,524
	37	251,785	277,186	306,719	332,421	380,803	421,927
	38	252,390	277,992	307,727	333,631	381,609	422,129
	39	252,995	278,798	308,735	334,941	382,517	422,431

	40	253,600	279,504	309,743	336,151	383,625	422,734
	41	254,204	280,210	310,650	337,058	384,633	423,036
	42	254,809	281,016	311,859	338,268	385,641	423,339
	43	255,414	281,822	312,968	339,477	386,649	423,641
	44	255,918	282,528	314,077	340,687	387,556	423,943
	45	256,321	283,233	315,085	341,594	388,363	424,145
	46	256,926	284,040	316,193	342,602	389,169	424,447
	47	257,329	284,846	317,302	343,610	390,076	424,750
	48	257,732	285,552	318,310	344,517	390,883	425,052
	49	258,135	286,257	319,419	345,424	391,386	425,254
	50	258,639	286,963	320,427	346,331	392,193	425,455
	51	259,143	287,568	321,536	347,339	392,999	425,758
	52	259,647	288,273	322,644	348,246	393,806	426,060
	53	259,950	288,979	323,652	348,750	394,209	426,262
	54	260,252	289,584	324,660	349,657	394,914	
	55	260,555	290,289	325,668	350,363	395,620	
	56	260,857	290,894	326,676	351,270	396,225	
	57	261,159	291,599	327,583	351,976	396,628	
	58	261,462	292,305	328,591	352,278	397,132	
	59	261,764	293,011	329,599	352,681	397,737	
	60	262,067	293,615	330,506	353,286	398,341	
	61	262,369	294,119	331,413	353,891	398,745	
	62	262,671	294,724	332,119	354,596	399,248	
	63	262,974	295,430	332,825	355,302	399,752	
	64	263,276	296,034	333,429	355,907	400,256	
	65	263,578	296,538	334,034	356,612	400,861	
	66	263,881	297,143	334,740	357,116	401,365	
	67	264,183	297,849	335,344	357,721	401,970	
	68	264,486	298,453	335,949	358,326	402,575	

	69	264,788	299,058	336,554	358,628	403,079	
	70	265,090	299,663	336,756	359,132	403,583	
	71	265,393	300,268	337,159	359,535	403,986	
	72	265,594	300,873	337,663	360,039	404,389	
	73	265,796	301,477	338,268	360,543	404,691	
	74	266,098	301,981	338,771	361,047	405,195	
	75	266,401	302,385	339,275	361,551	405,599	
	76	266,602	302,788	339,679	361,954	406,002	
	77	266,804	303,090	340,283	362,257	406,405	
	78	267,106	303,392	340,787	362,559		
	79	267,409	303,594	341,191	362,761		
	80	267,610	303,896	341,695	363,063		
	81	267,812	304,199	342,199	363,567		
	82	268,114	304,400	342,501	363,869		
	83	268,417	304,703	342,703	364,172		
	84	268,618	305,005	343,005	364,474		
	85	268,820	305,207	343,408	364,877		
	86		305,408	343,811	365,180		
	87		305,610	344,114	365,482		
	88		305,812	344,416	365,785		
	89		306,215	344,718	366,188		
	90		306,416	344,920	366,490		
	91		306,618	345,323	366,692		
	92		306,819	345,626	366,994		
	93		307,223	345,827	367,296		
	94		307,424	346,130	367,700		
	95		307,626	346,432	368,103		
	96		307,928	346,634	368,506		
	97		308,231	346,835	369,010		

	98		308,432	347,137	369,413		
	99		308,634	347,440	369,816		
	100		308,936	347,641	370,220		
	101		309,239	347,843	370,724		
	102		309,440	348,045			
	103		309,642	348,448			
	104		309,944	348,649			
	105		310,247	348,851			
	106			349,153			
	107			349,557			
	108			349,960			
	109			350,161			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		202,900	229,711	259,345	273,456	300,167	342,703

ウ 医療職給料表(3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年		円	円	円	円	円	円
前 再	1	223,462	256,724	296,236	309,743	333,429	376,368
任 用	2	225,377	258,841	296,740	310,247	334,437	378,082

短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	3	227,191	261,059	297,244	310,750	335,445	379,795
	4	228,905	263,276	297,748	311,254	336,352	381,509
	5	230,618	265,494	298,151	311,758	337,360	383,323
	6	232,534	266,501	298,655	312,262	338,570	385,339
	7	234,348	267,308	299,159	312,867	339,779	387,355
	8	236,061	268,215	299,562	313,270	340,989	389,371
	9	237,775	269,021	299,965	313,774	341,896	391,084
	10	239,690	270,130	300,469	314,278	343,106	393,201
	11	241,605	271,239	300,973	314,883	344,214	395,317
	12	243,520	272,146	301,477	315,387	345,323	397,333
	13	245,335	272,952	301,881	315,790	346,331	399,248
	14	247,350	273,658	302,385	316,395	347,440	400,861
	15	249,366	274,363	302,788	317,101	348,549	402,676
	16	251,382	275,170	303,292	317,705	349,657	404,490
	17	253,398	276,279	303,796	318,310	350,766	406,203
	18	255,414	277,186	304,199	319,217	351,875	407,917
	19	257,531	278,093	304,703	320,024	352,984	409,933
	20	259,547	279,000	305,106	320,931	354,092	411,646
	21	261,462	280,008	305,610	321,737	355,201	413,360
	22	262,671	281,016	306,013	322,644	356,411	415,073
	23	263,780	281,923	306,517	323,551	357,519	416,888
	24	264,889	282,931	306,920	324,358	358,628	418,702
	25	265,998	283,737	307,424	325,164	359,636	420,315
	26	266,804	284,645	308,029	325,971	360,946	422,028
	27	267,711	285,552	308,735	326,878	362,257	423,842
	28	268,517	286,459	309,440	327,785	363,567	425,657
	29	269,324	287,467	310,146	328,490	364,777	427,169
	30	270,029	288,172	310,851	329,599	366,289	428,681
	31	270,735	288,878	311,557	330,708	367,800	430,193

	32	271,440	289,584	312,363	331,716	369,312	431,503
	33	272,247	290,188	313,069	332,825	370,522	432,712
	34	272,852	290,793	313,875	333,833	372,034	433,821
	35	273,456	291,297	314,581	334,941	373,445	435,031
	36	273,960	291,700	315,286	336,050	374,856	436,240
	37	274,565	292,103	315,992	337,159	376,267	437,551
	38	275,271	292,708	316,798	338,268	377,275	438,659
	39	275,976	293,212	317,605	339,376	378,686	439,869
	40	276,682	293,615	318,411	340,485	379,997	441,078
	41	277,387	294,019	319,016	341,291	381,307	442,288
	42	277,992	294,522	319,923	342,400	382,718	443,296
	43	278,698	294,926	320,931	343,509	384,028	444,405
	44	279,302	295,430	321,838	344,517	385,339	445,513
	45	280,109	295,934	322,644	345,424	386,851	446,521
	46	280,814	296,337	323,652	346,331	388,060	447,025
	47	281,520	296,841	324,660	347,339	389,169	447,529
	48	282,125	297,244	325,567	348,347	390,379	447,932
	49	282,629	297,748	326,475	349,557	391,487	448,537
	50	283,133	298,151	327,382	350,867	392,394	449,041
	51	283,536	298,655	328,390	352,076	393,402	449,444
	52	283,939	299,159	329,398	353,286	394,310	449,948
	53	284,241	299,562	330,204	354,193	394,914	450,452
	54	284,745	299,965	331,111	355,403	395,721	450,856
	55	285,149	300,469	332,119	356,511	396,527	451,158
	56	285,552	300,873	333,026	357,822	397,333	451,460
	57	285,955	301,377	333,933	358,830	398,039	451,863
	58	286,358	302,082	334,840	359,737	398,745	
	59	286,660	302,788	335,848	360,846	399,450	
	60	286,963	303,493	336,756	362,055	400,055	

	61	287,366	304,199	337,663	363,164	400,660	
	62	287,769	305,106	338,771	364,373	401,264	
	63	288,172	306,013	339,981	365,583	401,970	
	64	288,475	306,719	341,191	366,591	402,575	
	65	288,777	307,424	341,896	367,599	403,280	
	66	289,180	308,331	343,005	368,607	403,784	
	67	289,584	309,138	344,114	369,716	404,389	
	68	289,886	309,944	345,021	370,824	404,893	
	69	290,289	310,650	346,130	371,631	405,296	
	70	290,793	311,557	346,835	372,739	405,901	
	71	291,196	312,464	347,944	373,848	406,304	
	72	291,499	313,270	349,053	374,856	406,607	
	73	291,902	314,178	350,161	375,562	406,909	
	74	292,406	314,984	351,371	376,368	407,413	
	75	292,910	315,891	352,480	377,174	407,816	
	76	293,414	316,798	353,588	377,880	408,118	
	77	293,918	317,605	354,697	378,485	408,421	
	78	294,422	318,512	355,806	378,989	408,925	
	79	295,026	319,520	356,814	379,493	409,429	
	80	295,430	320,427	357,923	379,997	409,832	
	81	295,934	320,931	358,830	380,601	410,134	
	82	296,337	321,737	359,838	381,105	410,538	
	83	296,841	322,644	360,745	381,609	411,042	
	84	297,345	323,451	361,753	382,113	411,445	
	85	297,748	324,257	362,660	382,517	411,848	
	86	298,151	325,164	363,466	382,920		
	87	298,655	326,172	364,273	383,524		
	88	299,159	327,180	365,079	384,028		
	89	299,562	328,087	365,684	384,331		

	90	300,066	329,095	366,289	384,835		
	91	300,570	330,103	366,893	385,137		
	92	301,074	331,111	367,498	385,440		
	93	301,578	331,917	367,901	386,044		
	94	301,981	332,623	368,304	386,548		
	95	302,485	333,329	368,808	387,052		
	96	303,090	333,933	369,212	387,556		
	97	303,695	334,437	369,716	388,161		
	98	304,199	334,740	370,119	388,665		
	99	304,703	335,244	370,623	389,169		
	100	305,207	335,848	371,026	389,572		
	101	305,610	336,252	371,328	390,177		
	102	306,114	336,756	371,832	390,681		
	103	306,517	337,360	372,135	391,185		
	104	306,920	337,864	372,437	391,689		
	105	307,323	338,268	372,840	392,294		
	106	307,727	338,771	373,344	392,697		
	107	308,130	339,275	373,848	393,201		
	108	308,432	339,779	374,352	393,705		
	109	308,634	340,183	374,856	394,310		
	110	308,936	340,485	375,360			
	111	309,138	340,787	375,864			
	112	309,440	341,090	376,267			
	113	309,743	341,392	376,670			
	114	309,944	341,795	377,074			
	115	310,247	342,098	377,578			
	116	310,448	342,400	378,082			
	117	310,750	342,602	378,485			
	118	310,952	342,904	378,989			

	119	311, 254	343, 206	379, 493			
	120	311, 557	343, 408	379, 997			
	121	311, 859	343, 610	380, 299			
	122	312, 162	343, 912				
	123	312, 464	344, 214				
	124	312, 766	344, 517				
	125	312, 968	344, 718				
	126	313, 170	345, 021				
	127	313, 472	345, 323				
	128	313, 875	345, 525				
	129	314, 077	345, 726				
	130	314, 379	345, 928				
	131	314, 681	346, 230				
	132	315, 085	346, 432				
	133	315, 286	346, 734				
	134	315, 589	347, 137				
	135	315, 891	347, 541				
	136	316, 193	347, 944				
	137	316, 395	348, 246				
	138	316, 697	348, 649				
	139	317, 000	349, 053				
	140	317, 302	349, 456				
	141	317, 504	349, 758				
	142	317, 806	350, 161				
	143	318, 209	350, 464				
	144	318, 512	350, 867				
	145	318, 713	351, 169				
	146	318, 915	351, 572				
	147	319, 217	351, 976				

	148	319,520	352,379				
	149	319,721	352,681				
	150	319,923	353,084				
	151	320,225	353,488				
	152	320,528	353,891				
	153	320,931	354,193				
	154	321,132					
	155	321,334					
	156	321,636					
	157	321,939					
	158	322,241					
	159	322,544					
	160	322,846					
	161	323,249					
	162	323,551					
	163	323,854					
	164	324,156					
	165	324,559					
	166	324,862					
	167	325,164					
	168	325,467					
	169	325,870					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		250,777	271,844	279,504	290,390	307,525	346,331

第2条 仙北市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号スを次のように改める。

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円

第13条第2項第2号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上である職員 42,200円

第13条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

（仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年仙北市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表（第7条関係）中「394,783」を「408,219」に、「443,124」を「458,617」に、「495,493」を「512,038」に、「558,940」を「578,563」に改める。

第4条 仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（仙北市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第24条及び第27条の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（仙北市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1

条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

交通事故に係る和解及び損害賠償について

このことについて次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時	令和7年1月17日（金）	午前9時40分頃
場 所	仙北市角館町上菅沢442番地1	

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金1,682,417円を支払う。

（2）上記条件をもって、今後一切の債権、債務はないものとする。

議案第 126 号

仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例制定について

仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例を別添のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、仙北市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 34 条の 16 第 1 項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、府令の定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第 4 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準は、府令の定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 5 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年秋田県条例第 56 号）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和 6 年秋田県条例第 55 号）

(3) 幼保連携型認定こども園 秋田県幼保連携型認定こども園

の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和6年秋田県条例第57号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 仙北市地域型保育事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年仙北市条例
第27号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 127 号

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

仙北市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年仙北市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 地域型保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 128 号

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
制定について

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第28号）の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

仙北市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 129 号

仙北市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

仙北市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成26年仙北市条例第29号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙北市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仙北市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 130 号

仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンター
条例の一部を改正する条例制定について

仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンター条例（平成
17年仙北市条例第115号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンター
条例の一部を改正する条例

仙北市立角館樺細工伝承館並びにふるさとセンター条例（平成17年仙北市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「100分の6.18」を「100分の3.50」に改め、同表喫茶室の項使用料（年額）の欄中「100分の7.21」を「100分の3.50」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 131 号

仙北市北浦教育文化研究所設置条例の一部を改正する
条例制定について

仙北市北浦教育文化研究所設置条例（平成23年仙北市条例第
1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市北浦教育文化研究所設置条例の一部を改正
する条例

仙北市北浦教育文化研究所設置条例（平成23年仙北市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表仙北市北浦教育文化研究所の項位置の欄中「仙北市西木町上荒井字古堀田47番地」を「仙北市角館町上野18番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

仙北市都市農村交流施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1 指定管理者

仙北市角館町西長野古米沢30番地19
株式会社 おもてなしせんぼく
代表取締役社長 相 原 智 仁

2 指定の期間

変更前 令和4年9月1日から令和9年3月31日まで
変更後 令和4年9月1日から令和8年3月31日まで